鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第21号

鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取市被災者住宅再建等支援条例(平成13年鳥取市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「交付定額」を「被災者住宅再建等支援金交付定額」に改め、同条 第2号中「所有者(」を「所有者のうち、」に、「受ける者を除き、」を「受けない 者(」に、「2万円」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額」に改め、同 号に次のように加える。

ア 損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の 所有者に対して交付するもの 2万円

イ ア以外のもの 5万円

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表中「第3条、第4条関係」を「第3条関係」に改め、同表交付定額の欄中「交付定額」を「被災者住宅再建等支援金交付定額」に改め、「30万円」の次に「(災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理(以下「住宅の応急修理」という。)を受けることができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額)」を加

える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取市被災者住宅再建等支援条例の規定は、同日以後に発生した災害に係る給付金から適用する。